（２）届出情報の変更を行う

①届出情報の変更の届出を行う

【画面の表示】

・「製造所固有記号制度」タブの処理メニューから「製造所固有記号届出」を選択すると「製造所固有記号届出一覧」画面が表示されます。

・「製造所固有記号届出一覧」画面から、変更の届出を行う届出情報の参照「▸」ボタンを押すと、「製造所固有記号届出詳細」画面が表示されます。

・「製造所固有記号届出詳細」画面から「変更届」ボタンを押すと「製造所固有記号届出（変更）」画面が表示され、製造所に係る届出情報について変更の届出ができます。

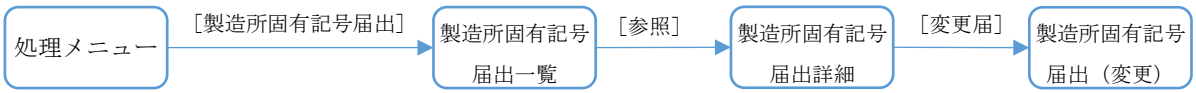

〈１〉「製造所固有記号届出一覧」画面から、変更する届出情報の参照「▸」ボタンを押します。

「製造所固有記号届出一覧」画面

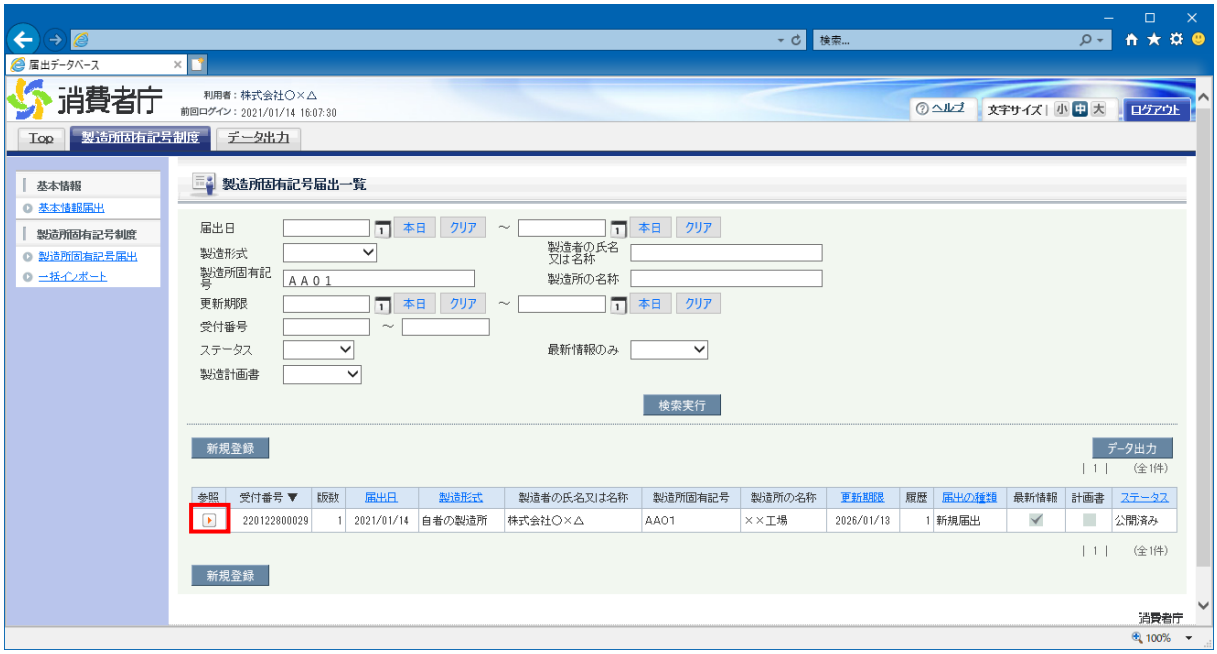

「製造所固有記号制度届出データベース」は、届出情報の履歴も保持しているため、変更、廃止、更新の届出を行った場合は、検索結果の一覧に同一の製造所固有記号で複数の届出情報が表示されます。

最新情報にチェックがあり、ステータスが「公開済み」の届出情報のみ変更の届出ができます。

参考）変更届により変更可能な事項の整理表

	製造者		製造所		販売者	
	氏名又は名称	住所又は所在地	名称	所在地	氏名又は名称	住所又は所在地
自者製造	○	○	○	×※		
他者製造	×	○	○	×※	○	○

※行政上の事由による住所変更の場合のみ、変更可能としている（60 ページ参照）。

〈2〉参照「▶」ボタンを押すと、「製造所固有記号届出詳細」画面が表示されるので、「変更届」ボタンを押します。

「製造所固有記号届出詳細」画面

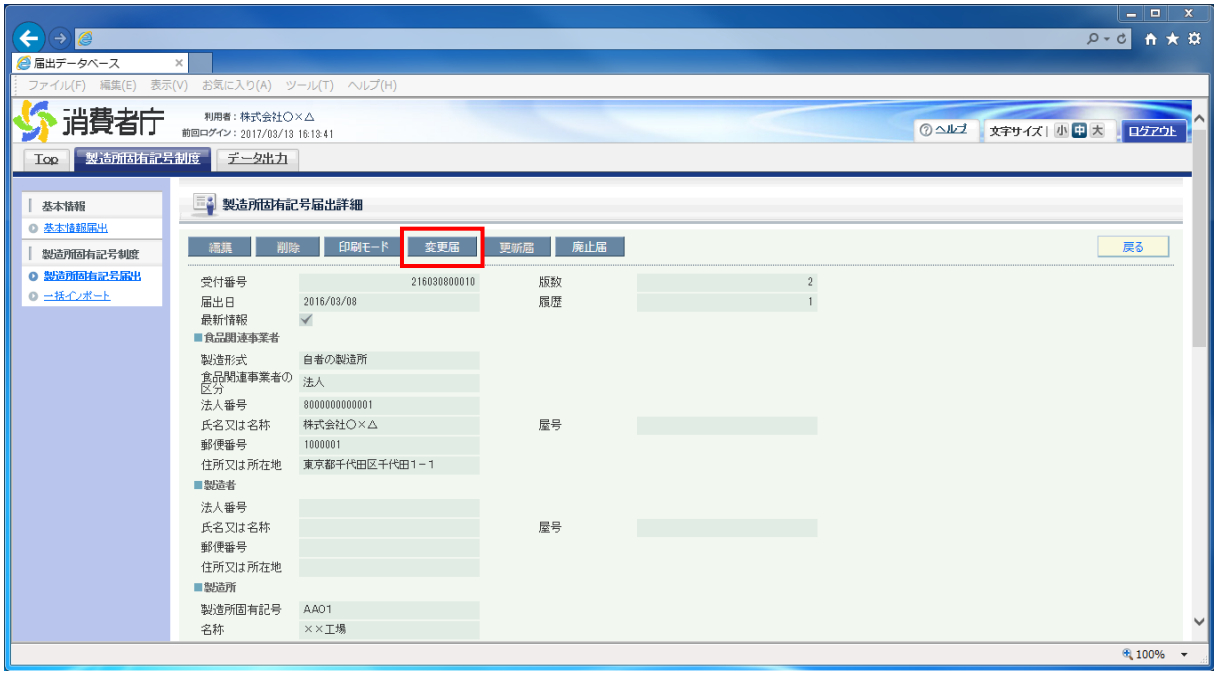

〈3〉「変更届」ボタンを押すと、「製造所固有記号届出（変更）」画面が表示されますので、届出情報を変更します。

なお、製造所の「郵便番号」、「住所又は所在地」、「変更の理由」、「変更の理由詳細」及び「変更の根拠」を修正する場合は「住所変更」ボタンを押します。

「製造所固有記号届出（変更）」画面

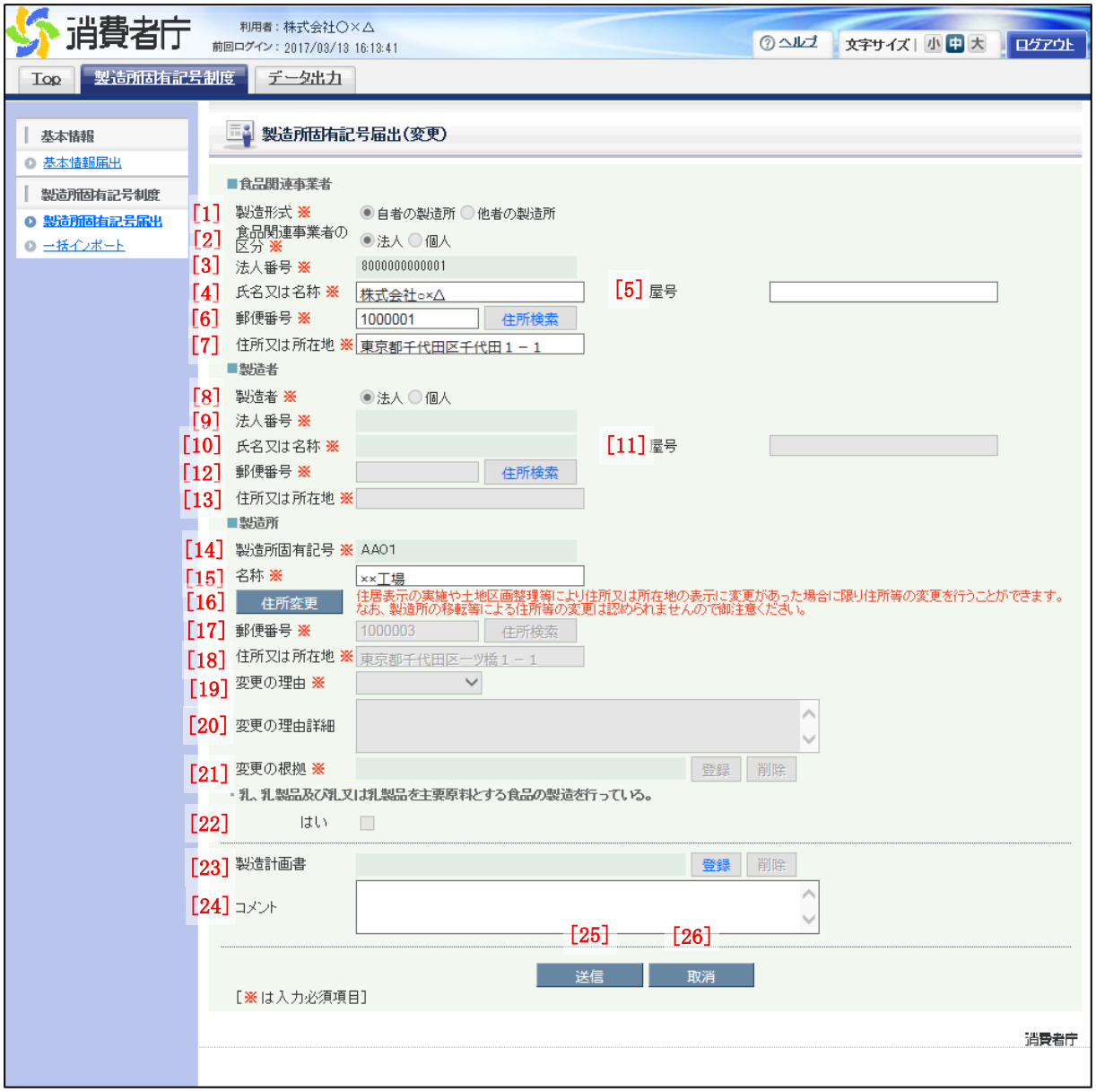

画面項目の説明

No.	項目名	説明
[1]	「製造形式」ラジオボタン	製造形式が選択されます。
[2]	「食品関連事業者の区分」ラジオボタン	基本情報の届出時に登録した区分が選択されます。
[3]	「法人番号」テキストボックス	基本情報の届出時に登録した法人番号が表示されます。
[4]	「氏名又は名称」テキストボックス	食品関連事業者の氏名又は名称を入力します。 この食品関連事業者は、包材に表示する表示内容に責任を有する者です。 ※入力必須項目です。

No.	項目名	説明
[5]	「屋号」テキストボックス	必要に応じて食品関連事業者の屋号を入力します。 この食品関連事業者は、包材に表示する表示内容に責任を有する者です。
[6]	「郵便番号」テキストボックス	食品関連事業者の郵便番号を入力します。 この食品関連事業者は、包材に表示する表示内容に責任を有する者です。 ※入力必須項目です。
[7]	「住所又は所在地」テキストボックス	食品関連事業者の住所又は所在地を入力します。 この食品関連事業者は、包材に表示する表示内容に責任を有する者です。 ※入力必須項目です。
[8]	「製造者」ラジオボタン	製造者の区分が選択されます。
[9]	「法人番号」テキストボックス	製造者の法人番号が表示されます。
[10]	「氏名又は名称」テキストボックス	製造者の氏名又は名称が表示されます。
[11]	「屋号」テキストボックス	必要に応じて製造者の屋号を入力します。 ※「製造形式」が他者の製造所の場合のみ入力可能です。
[12]	「郵便番号」テキストボックス	製造者の郵便番号を入力します。 ※「製造形式」が他者の製造所の場合のみ入力必須項目です。
[13]	「住所又は所在地」テキストボックス	製造者の住所又は所在地を入力します。 法人の場合は、本社住所（所在地）、個人の場合は、生活の本拠を入力します。 ※「製造形式」が他者の製造所の場合のみ入力必須項目です。
[14]	「製造所固有記号」テキストボックス	製造所の製造所固有記号が表示されます。
[15]	「名称」テキストボックス	製造所の名称を入力します。 ※入力必須項目です。
[16]	「住所変更」ボタン	製造所の住所又は所在地を変更するときに、このボタンを押します。 ※住居表示の実施や土地区画整理等により製造所の住所又は所在地の表示に変更があった場合に限り住所等の変更を行うことができます。 なお、製造所の移転等による住所又は所在地の変更は認められません。
[17]	「郵便番号」テキストボックス	製造所の郵便番号が表示されます。 ※「住所変更」ボタンを押したときに入力可能となります。この場合のみ入力必須項目となります。
[18]	「住所又は所在地」テキストボックス	製造所の住所又は所在地が表示されます。 ※「住所変更」ボタンを押したときに入力可能となります。この場合のみ入力必須項目となります。
[19]	「変更の理由」プルダウン	変更の理由を選択して入力します。 [変更の理由の内容] 　住居表示の実施 　土地区画整理

No.	項目名	説明
		市町村合併 その他 ※「住所変更」ボタンを押したときに入力可能となります。入力必須項目です。
[20]	「変更の理由詳細」テキストボックス	「変更の理由」のうち「その他」を選択した場合、変更の理由を具体的に入力します。 ※「住所変更」ボタンを押したときに入力可能となります。「変更の理由」が「その他」の場合のみ入力必須項目です。
[21]	「変更の根拠」添付ファイル	製造所の住所又は所在地の表示に変更があったことを確認することができる資料等のファイルを登録します。 ※ファイル添付については「補足２．ファイル添付について」（147 ページ）を参照してください。 ※「住所変更」ボタンを押したときに入力可能となります。添付は必須です。
[22]	「乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品の製造を行っている。」チェックボックス	製造所固有記号を使用される予定の商品の中で、乳製品等の食品がある場合にチェックを入れます。
[23]	「製造計画書」添付ファイル	製造計画書を添付する場合は、ファイルを登録します。 ※ファイル添付については「補足２．ファイル添付について」（147 ページ）を参照してください。
[24]	「コメント」テキストボックス	コメントを入力します。
[25]	「送信」ボタン	入力した内容を送信するときに、このボタンを押します。
[26]	「取消」ボタン	変更の届出を中止するときに、このボタンを押して「製造所固有記号届出一覧」画面へ戻ります。 それまでに入力した情報は保存されません。

〈４〉変更後の内容に問題がなければ「送信」ボタンを押します。
変更の届出を中止するときは、「取消」ボタンを押します。このとき、変更した情報は保存されません。

「製造所固有記号届出（変更）」画面

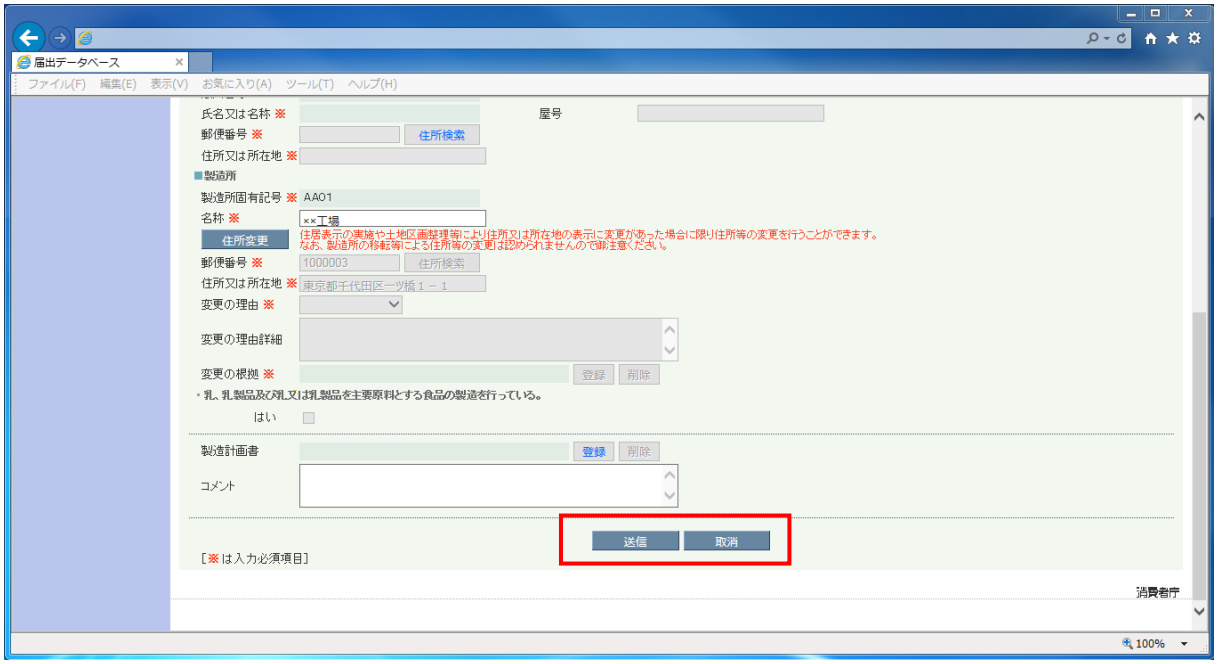

〈５〉「送信」ボタンを押すと、変更の届出の送信確認メッセージが表示されます。
送信するときは、「ＯＫ」ボタンを押します。
送信をせずにメッセージを閉じるときは、「キャンセル」ボタンを押します。

「製造所固有記号届出（変更）」画面

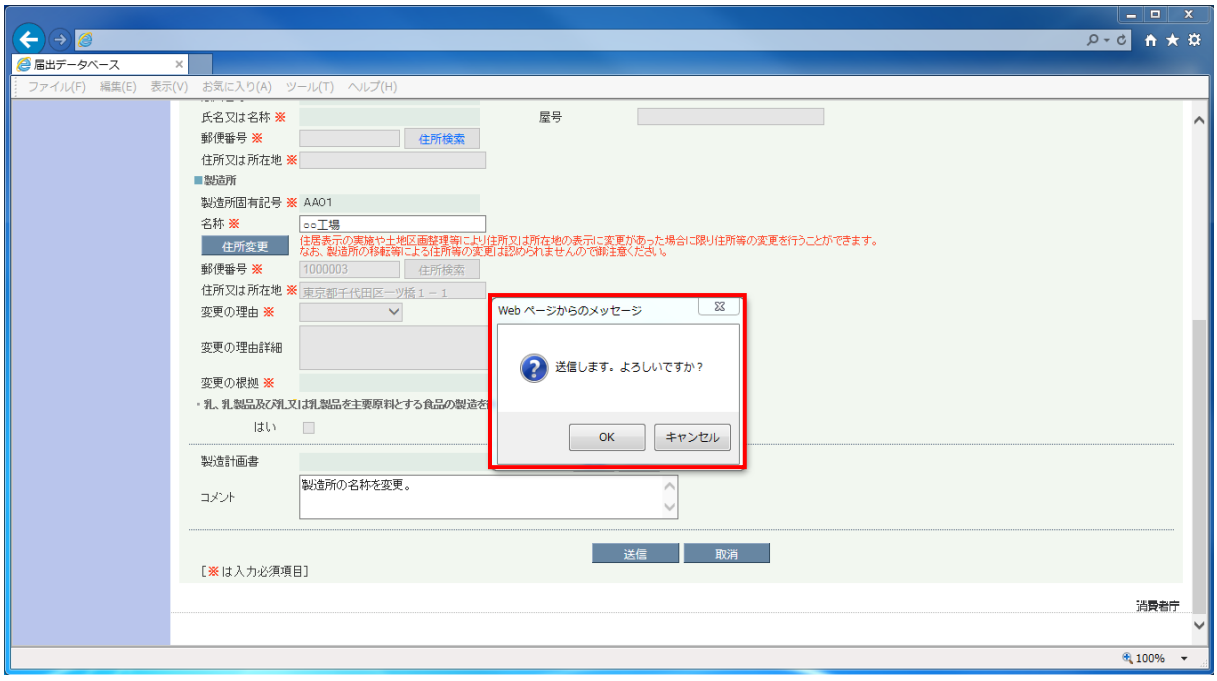

〈6〉「ＯＫ」ボタンを押して送信が完了すると、「製造所固有記号届出一覧」画面へ戻ります。

「製造所固有記号届出一覧」画面

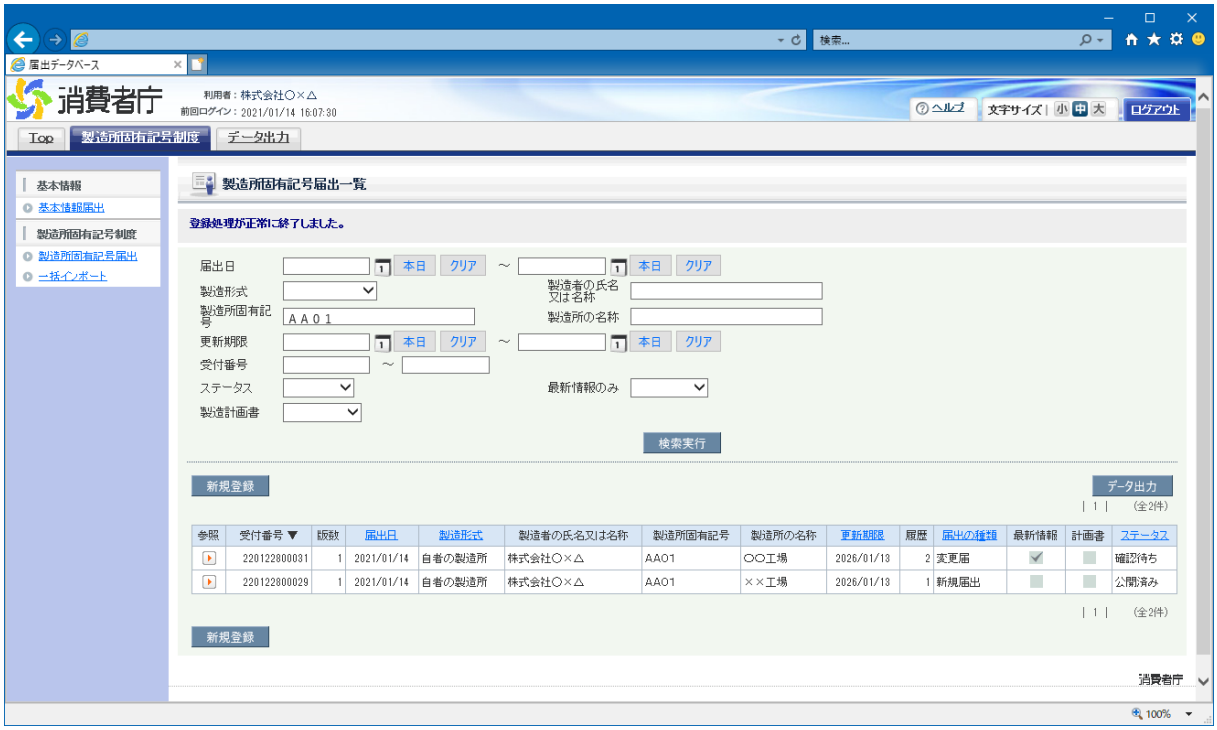

〈7〉担当者（最大３名）のメールアドレス宛てに変更届の仮受付完了のメールが送信されます。

仮受付完了メール（件名）

【製造所固有記号制度】届出情報変更の仮受付について

仮受付完了メール（本文）

○○○○○殿

製造所固有記号制度における届出情報の変更を仮受付いたしました。
※受付はまだ完了していません。

届出件数：x 件

受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○
受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○

【注意事項】
本メールは、製造所固有記号制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。
本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

【問合せ】
消費者庁 食品表示企画課 製造所固有記号制度担当
03-3507-8800（代）

②変更届の内容に不備があった場合に再度届出を行う

〈１〉届出情報の変更内容に不備がある場合は、担当者（最大３名）のメールアドレス宛てに届出の差戻しメールが送信されます。

差戻しメール（件名）

【製造所固有記号制度】届出情報変更の不備について

差戻しメール（本文）

○○○○○殿

製造所固有記号制度における届出情報の変更について、届出の内容に不備がありましたので、
お持ちの ID にて「製造所固有記号制度届出データベース」にログインし、
差戻し理由、コメントの内容を御確認いただき、届出の内容の修正を行ってください。

差戻し件数：x 件

受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○
受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○

【注意事項】
本メールは、製造所固有記号制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。
本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

【問合せ】
消費者庁 食品表示企画課 製造所固有記号制度担当
03-3507-8800（代）

〈2〉製造所固有記号制度届出データベースにログインし、「製造所固有記号届出一覧」画面から、修正したい届出情報の参照「▸」ボタンを押します。

「製造所固有記号届出一覧」画面

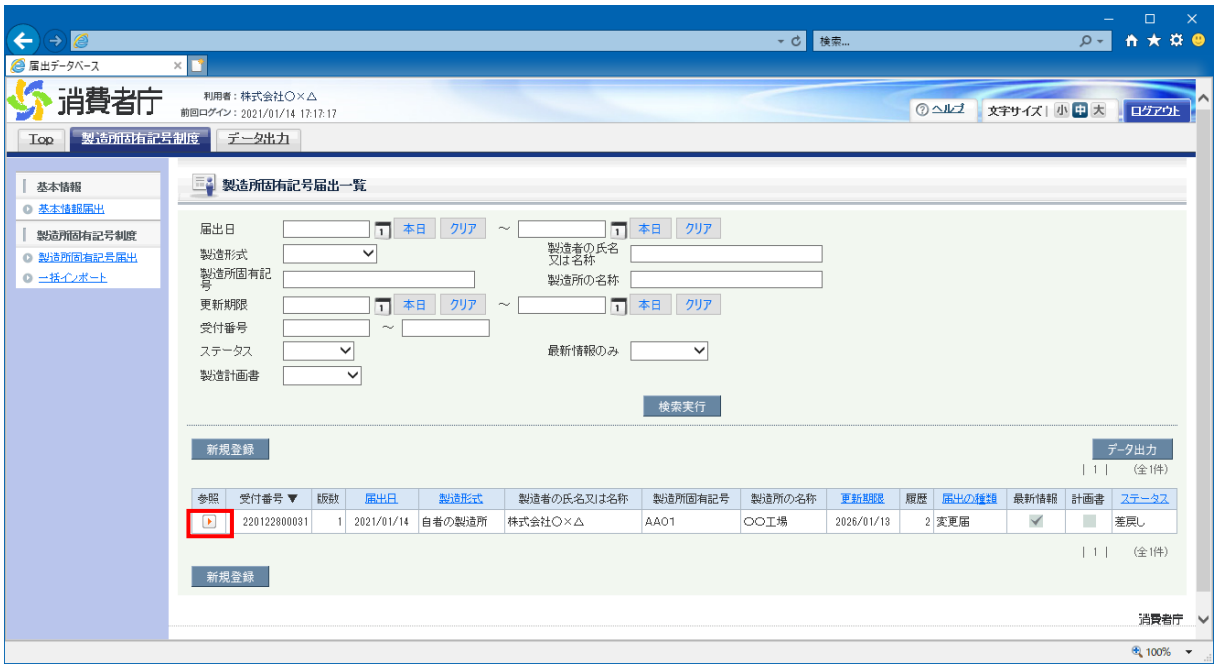

〈3〉参照「▸」ボタンを押すと、「製造所固有記号届出詳細」画面が表示されます。

「製造所固有記号届出詳細」画面

〈4〉「製造所固有記号届出詳細」画面から、「編集」ボタンを押します。

「製造所固有記号届出詳細」画面

〈5〉「編集」ボタンを押すと、「製造所固有記号届出（編集）」画面が表示されますので、「差戻し理由」、「差戻しコメント」を参照して修正してください。

なお、製造所の「郵便番号」、「住所又は所在地」、「変更の理由」、「変更の理由詳細」及び「変更の根拠」を修正する場合は「住所変更」ボタンを押します。

「製造所固有記号届出（編集）」画面

〈６〉修正後の内容に問題がなければ「送信」ボタンを押します。
修正を中止するときは、「取消」ボタンを押します。このとき、修正した情報は保存されません。

製造所固有記号届出（編集）画面

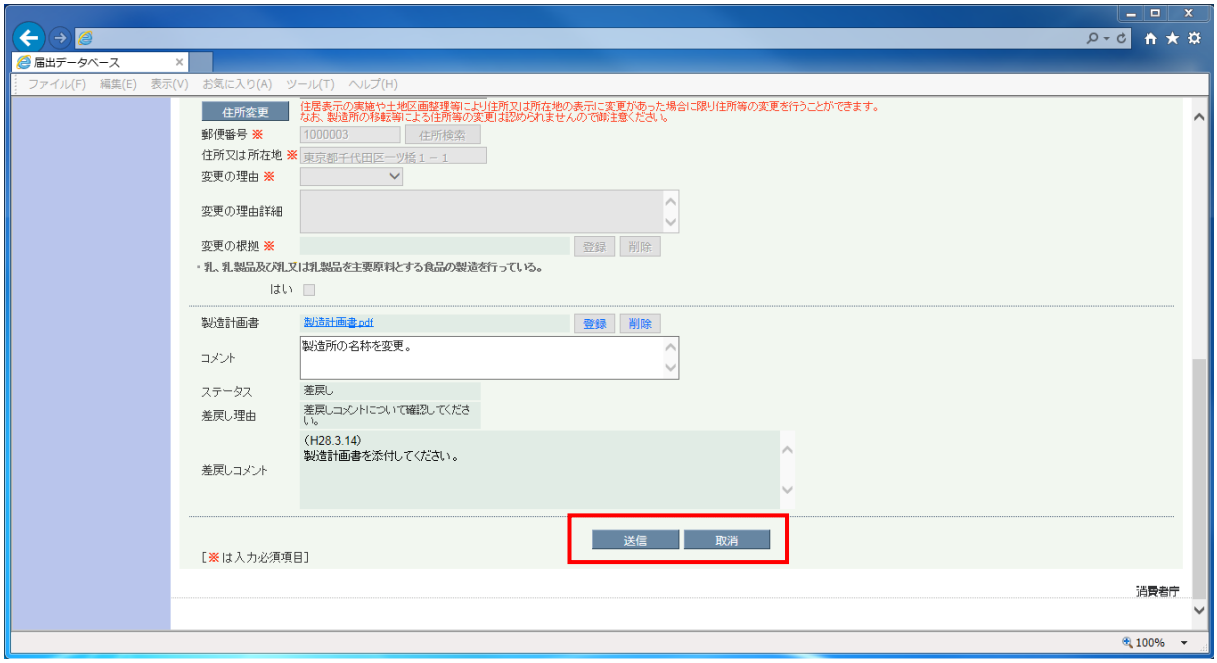

〈７〉「送信」ボタンを押すと、変更の届出の送信確認メッセージが表示されます。
送信するときは、「ＯＫ」ボタンを押します。
送信をせずにメッセージを閉じるときは、「キャンセル」ボタンを押します。

製造所固有記号届出（編集）画面

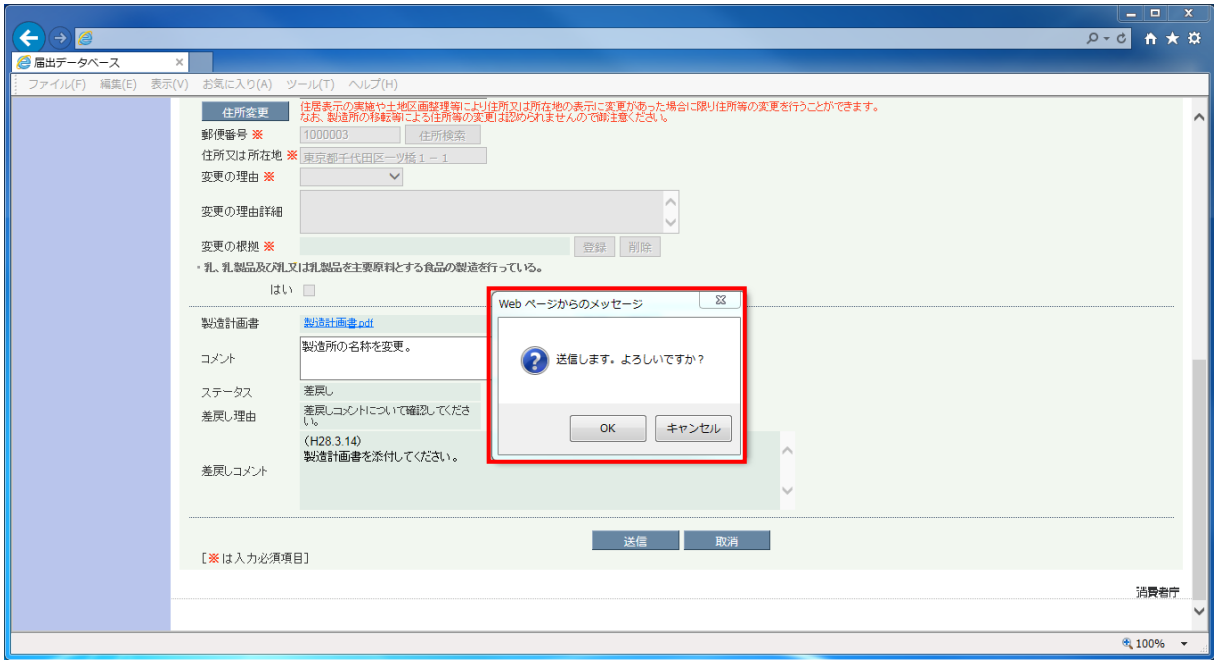

〈8〉「ＯＫ」ボタンを押して送信が完了すると、「製造所固有記号届出詳細」画面が表示されます。

届出内容を確認し、「戻る」ボタンを押して「製造所固有記号届出一覧」画面へ戻ります。

「製造所固有記号届出詳細」画面

③Excel ツールを使用して変更の届出を取り込む

〈1〉製造所固有記号変更インポートファイルを起動すると、製造所固有記号変更届出入力シートが表示されます。

製造所固有記号変更届出入力シート

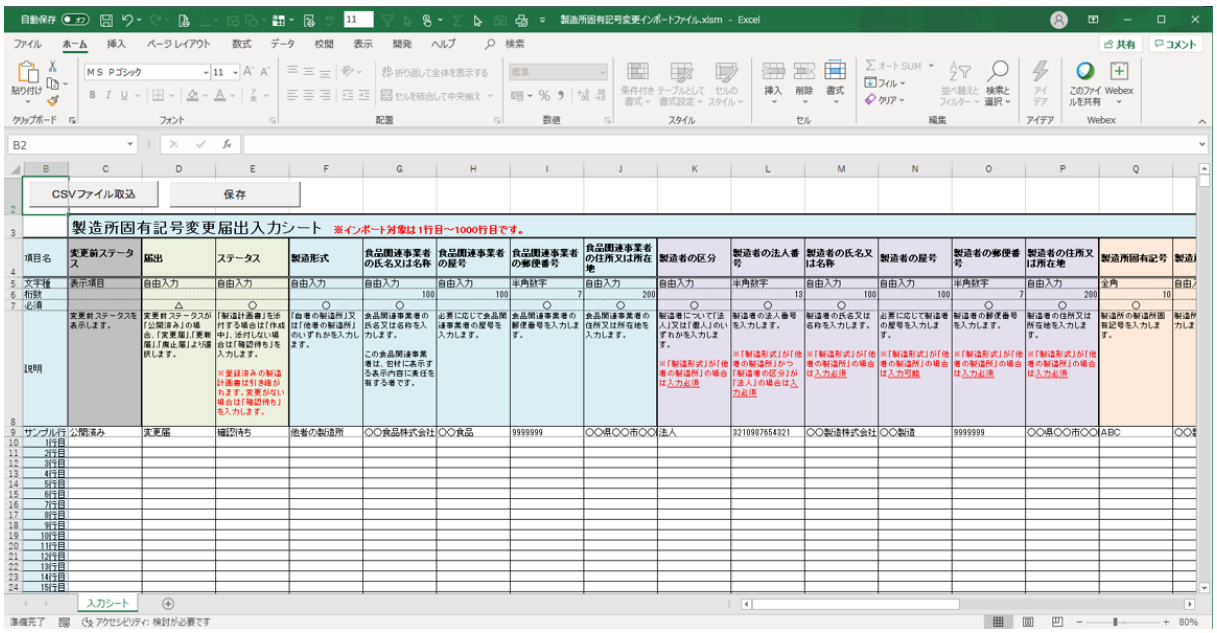

注意

製造所固有記号変更インポートファイルは、消費者庁ウェブサイトからダウンロードしてください。お使いの OS により使用するファイルが異なります。

・Windows をお使いの方・・・・　「製造所固有記号変更インポートファイル_Windows 版.xlsm」

・macOS をお使いの方・・・・・・　「製造所固有記号変更インポートファイル_macOS 版.xlsm」

製造所固有記号変更インポートファイル起動時にセキュリティの警告のメッセージが表示されたときは、「コンテンツの有効化」を押してください。

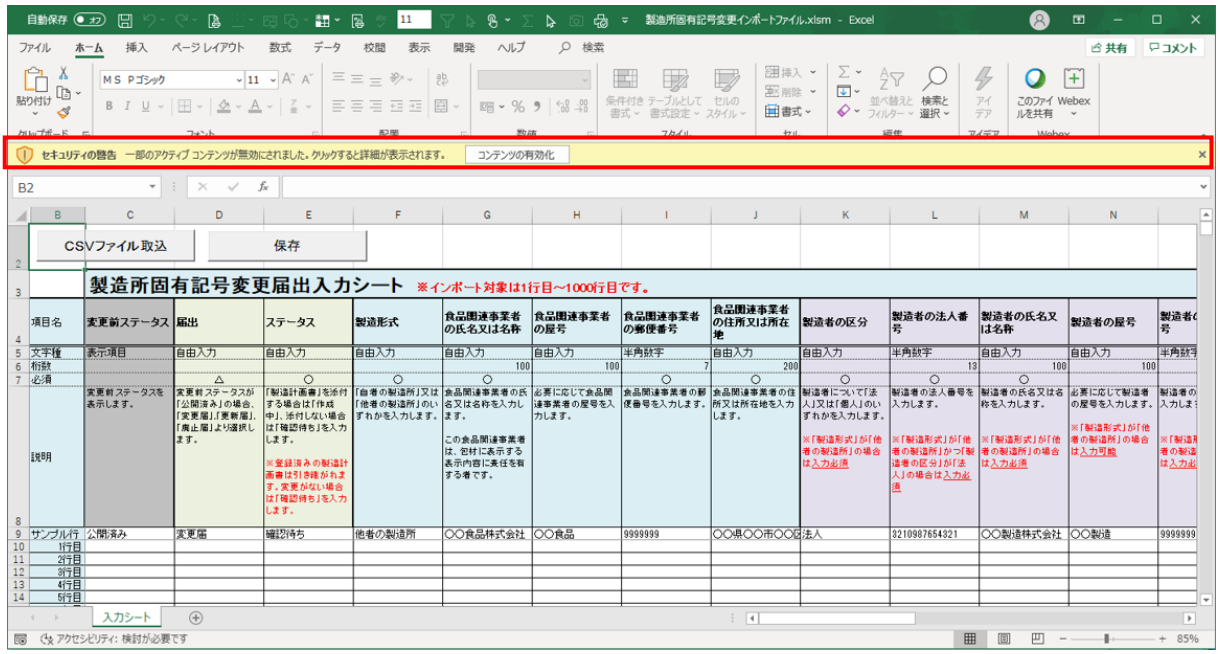

〈2〉「ＣＳＶファイル取込」ボタンを押します。

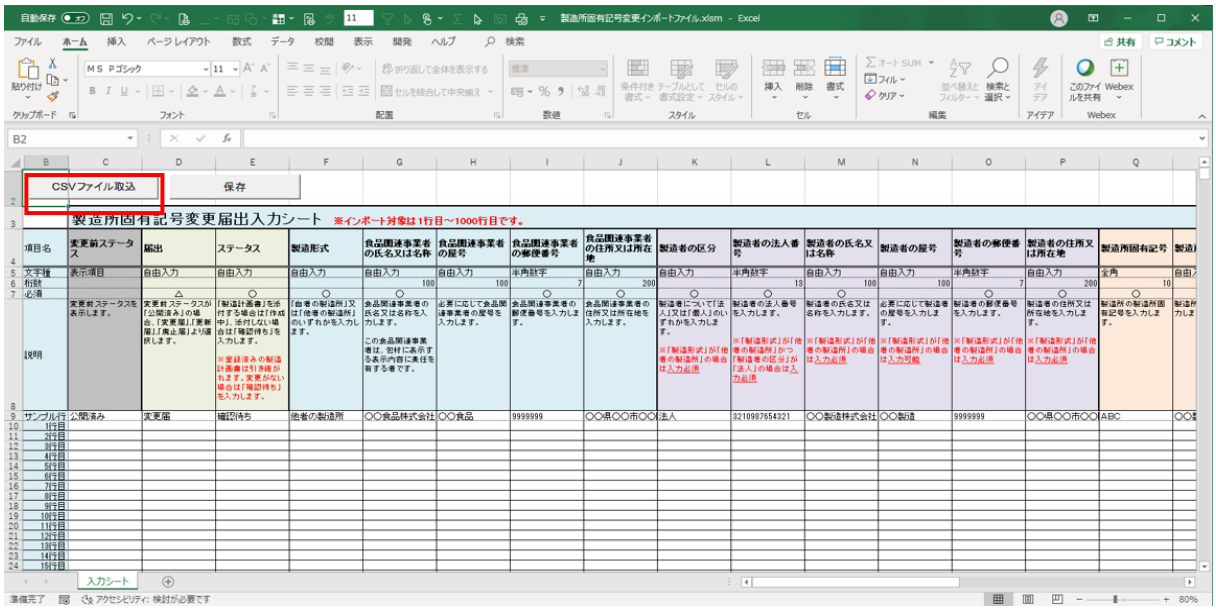

〈3〉「ＣＳＶファイル取込」ボタンを押すと、「ファイルを開く」ダイアログが表示されます。
製造所固有記号届出一覧画面から、データ出力したＣＳＶファイルを選択し、「開く」ボタンを押します。
データ出力については、「補足３．データ出力について（149 ページ）」を参照してください。
取り込みを中止するときは、「キャンセル」ボタンを押します。

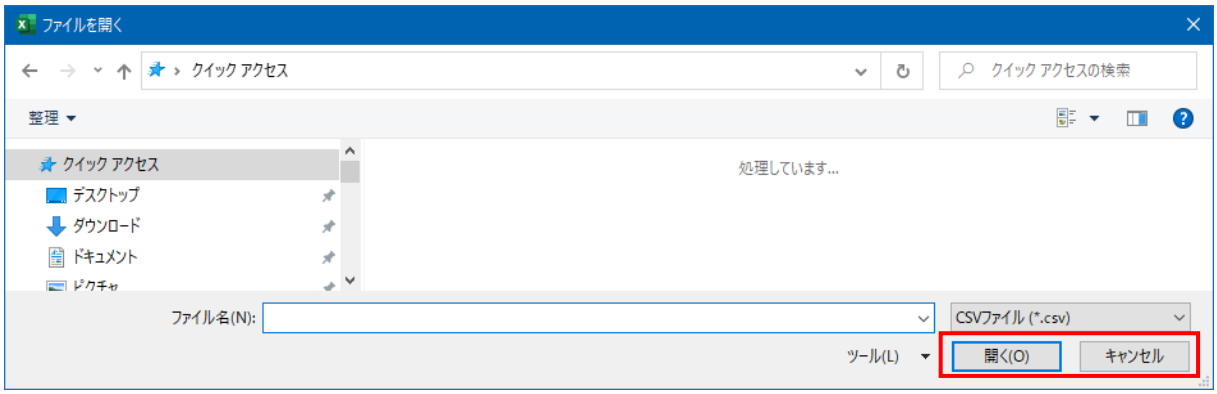

注意

macOS をご利用の方で、CSV 取込エラーとなった場合は、以下を御確認ください。

・「Apple M1」をご利用の方は以下の設定を行ってください。

「Finder」の「アプリケーション」にある「Microsoft Excel」の「情報を見る」の「Rosetta を使用して開く」を選択してください。

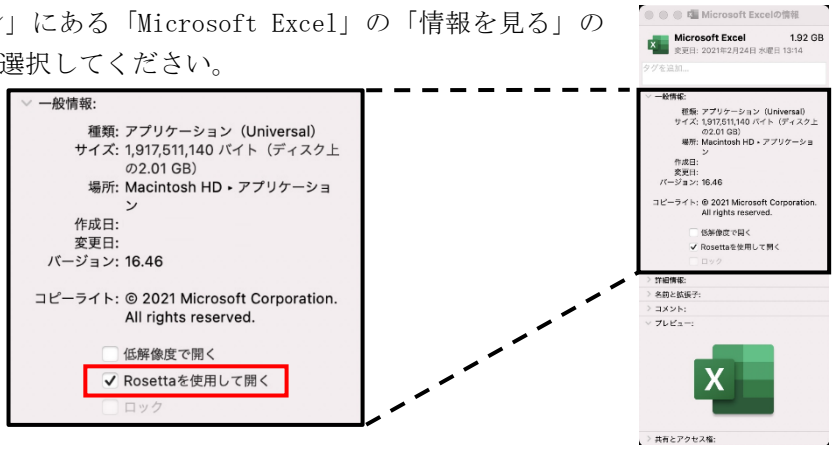

・ＣＳＶファイルのフォルダ名及びファイル名は、半角英数字、記号のみ使用可能です。
※日本語は使用できません。

〈4〉ＣＳＶファイル取り込みが完了すると届出情報が表示されます。

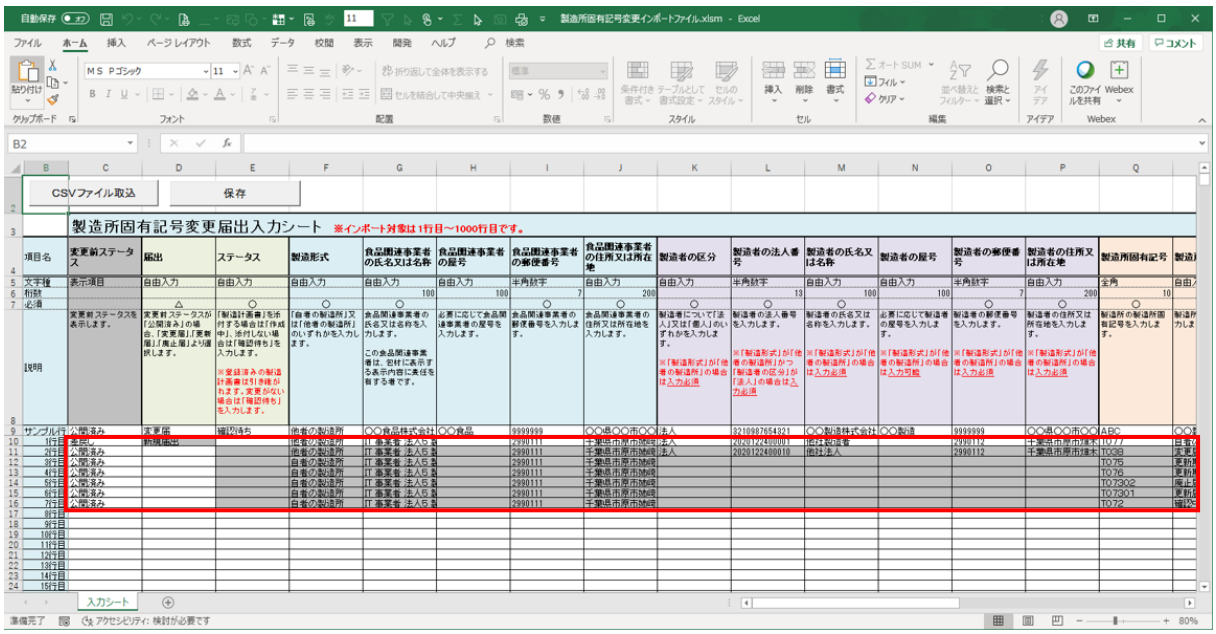

注意

・ＣＳＶファイルから取り込まれる届出情報は、変更前ステータスが「差戻し」、「公開済み」又は「作成中」の届出情報です。変更前ステータスが「確認待ち」又は「確認済み」の場合は取り込まれません。

・ＣＳＶファイルから取り込まれる届出情報は、最大 1000 件です。

〈5〉変更する届出情報を項目名「説明」に記載の内容に従い、変更してください。
　　変更が完了したら、「保存」ボタンを押してください。

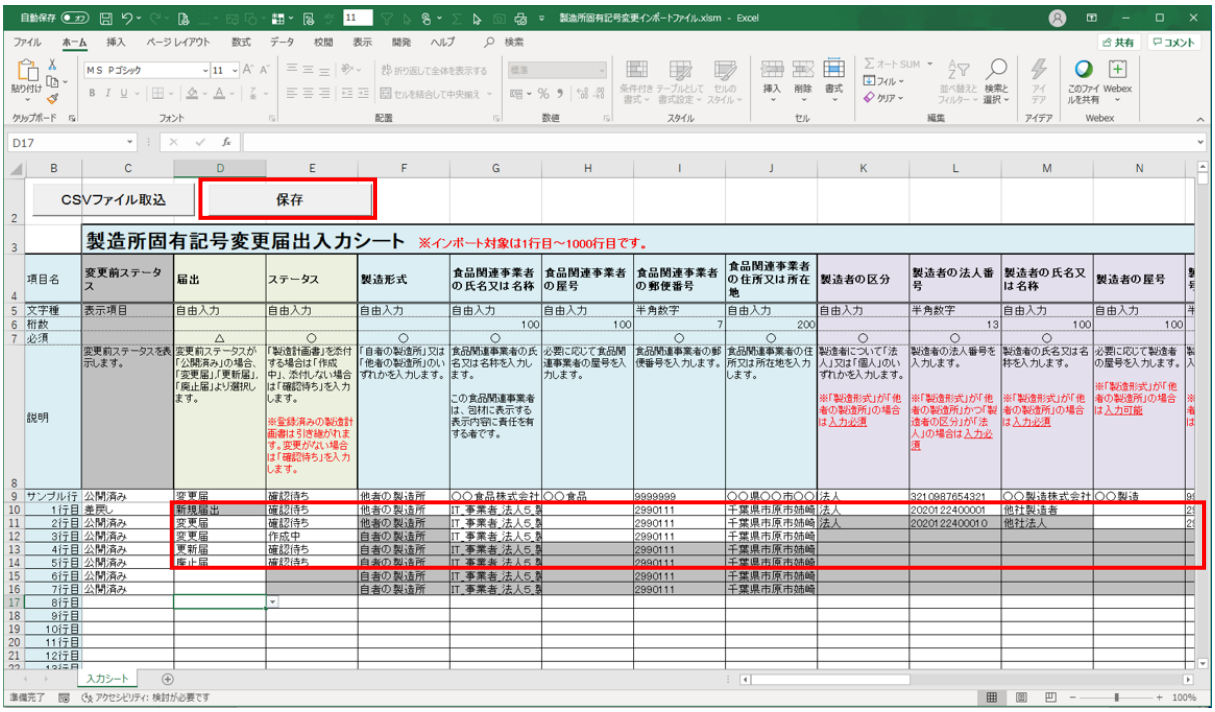

注意

・入力データに改行は入力しないでください。

・シートの名称は変更しないでください。

ポイント

・現在のステータスが「公開済み」の届出情報の変更届・廃止届・更新届の入力及び現在のステータスが「作成中」又は「差戻し」の届出情報の変更を行うことができます。
・変更届・廃止届・更新届の入力及び変更を行わない届出情報は、ステータスを「空白」のままとします。
・製造所固有記号変更届出入力シートでは、変更届の「製造所の住所変更」はできません。住所変更は、「製造所固有記号届出（編集）」画面から行ってください。
・廃止届・更新届は、ステータスを「確認待ち」にします。
・製造計画書の添付については、以下に説明します。

【製造計画書を添付する場合】

製造計画書の添付が必要な届出情報の場合は、ステータスに「作成中」を入力します。
インポート処理が完了後、「製造所固有記号届出（編集）」画面から製造計画書を添付してください。
※登録済みの製造計画書は引き継がれます。変更がない場合は「確認待ち」を入力します。

【製造計画書を添付しない場合】

製造計画書の添付が不要な届出情報の場合は、ステータスに「確認待ち」を入力します。

変更前ステータス	届出	ステータス
表示項目	自由入力	自由入力
	△	○
変更前ステータスを表示します。	変更前ステータスが「公開済み」の場合、「変更届」,「更新届」,「廃止届」より選択します。	「製造計画書」を添付する場合は「作成中」、添付しない場合は「確認待ち」を入力します。 ※登録済みの製造計画書は引き継がれます。変更がない場合は「確認待ち」を入力します。
公開済み	変更届	確認待ち
差戻し	新規届出	確認待ち
差戻し	新規届出	作成中
差戻し	新規届出	
差戻し	変更届	確認待ち
差戻し	変更届	作成中
差戻し	変更届	
公開済み		
公開済み	変更届	確認待ち
公開済み	変更届	作成中
公開済み	変更届	確認待ち
公開済み	廃止届	確認待ち
公開済み	更新届	確認待ち
作成中	新規届出	確認待ち
作成中	新規届出	作成中
作成中	新規届出	
作成中	変更届	確認待ち
作成中	変更届	作成中
作成中	変更届	

〈6〉「保存」ボタンを押すと、「名前を付けて保存」ダイアログが表示されます。

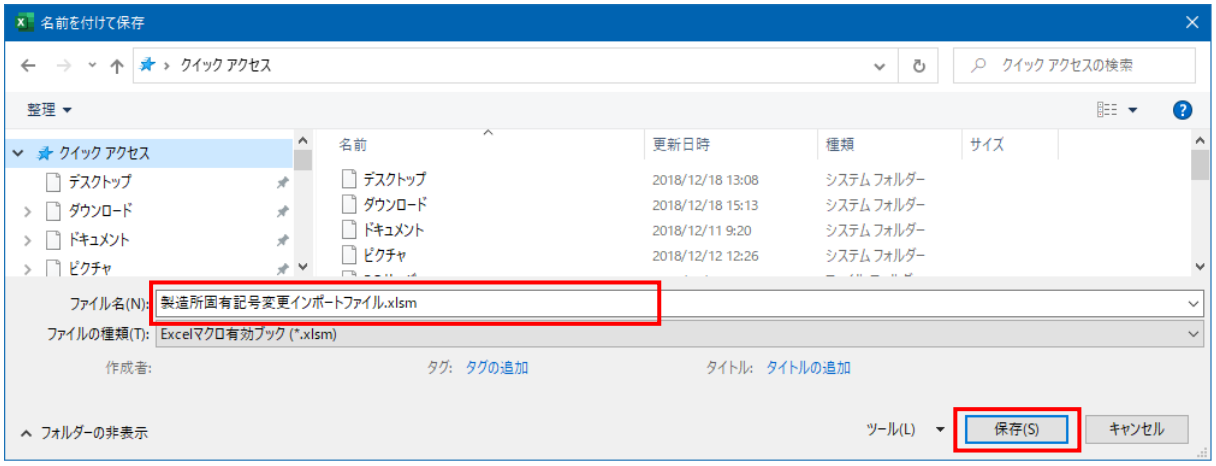

注意

ファイルを保存する際は、「Excel マクロブック(*.xlsm)」形式で保存してください。それ以外の形式で保存した場合、製造所固有記号変更インポートファイルを登録する際にエラーとなります。

〈7〉製造所固有記号制度届出データベースにログインし、「製造所固有記号制度」タブの処理メニューから「一括インポート」を選択すると「製造所固有記号インポート一覧」画面が表示されます。

「製造所固有記号インポート一覧」画面

〈8〉「製造所固有記号インポート一覧」画面から、「ファイル登録」ボタンを押します。

「製造所固有記号インポート一覧」画面

〈9〉「ファイル登録」ボタンを押すと、「製造所固有記号インポートファイル登録」画面が表示されますので、作成した製造所固有記号変更インポートファイルを添付します。
ファイルの添付については「補足２．ファイル添付について」（147 ページ）を参照してください。

「製造所固有記号インポートファイル登録」画面

〈１０〉製造所固有記号変更インポートファイルを添付したら、「保存」ボタンを押します。
ファイルの登録を中止するときは、「取消」ボタンを押します。

「製造所固有記号インポートファイル登録」画面

〈１１〉「保存」ボタンを押すと、保存確認メッセージが表示されます。
保存するときは、「ＯＫ」ボタンを押します。
保存を中止するときは、「キャンセル」ボタンを押してメッセージを閉じます。

「製造所固有記号インポートファイル登録」画面

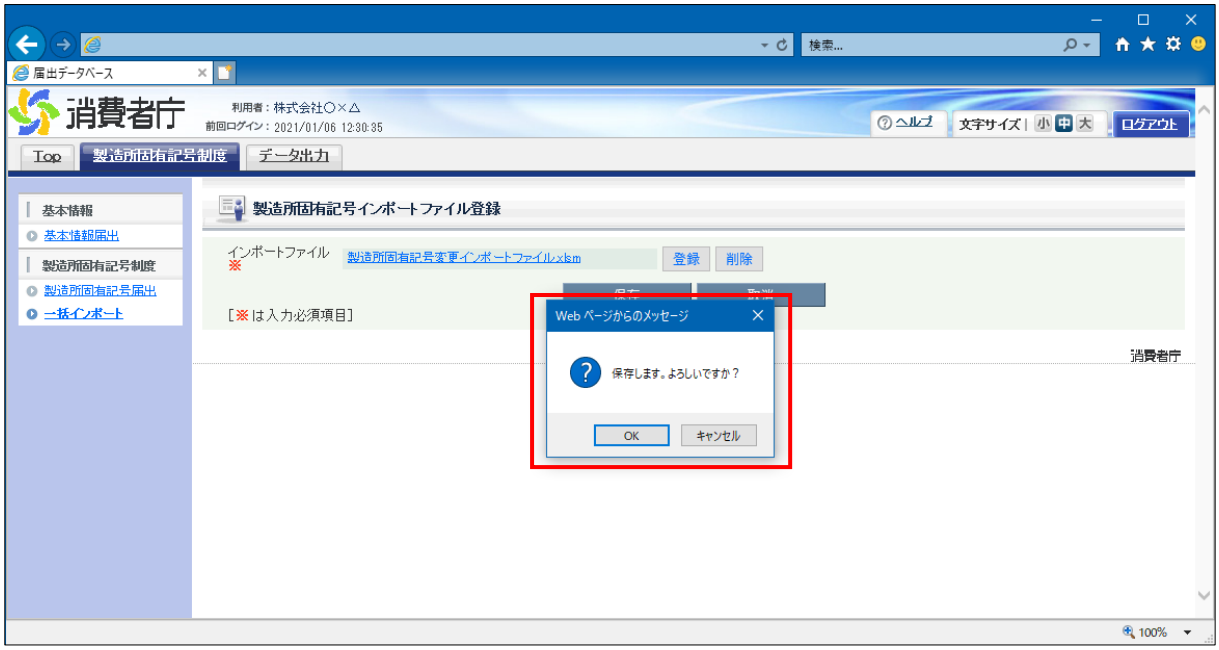

〈１２〉「ＯＫ」ボタンを押して保存が完了すると、「製造所固有記号インポート一覧」画面へ戻ります。

「製造所固有記号インポート一覧」画面

〈１３〉「製造所固有記号インポート一覧」画面から、処理結果を確認してください。
確認したい登録情報の参照「▶」ボタンを押します。
※最新の状況を確認する場合は、「検索実行」ボタンを押してください。
なお、登録から 30 日を経過したファイルは削除されます。

「製造所固有記号インポート一覧」画面

画面項目の説明

No.	項目名	説明
[1]	「登録日（開始）」テキストボックス	登録日を入力して検索できます。 登録日（開始）のみ指定したときは登録日（開始）以降の日付、登録日（終了）のみ指定したときは登録日（終了）以前の日付が検索対象となります。
[2]	「登録日（終了）」テキストボックス	
[3]	「状況」プルダウン	状況（「処理待ち」、「処理済み」等）を選択して検索できます。
[4]	「検索実行」ボタン	入力した検索条件を基に、検索を実行します。
[5]	「データ出力」ボタン	検索結果の一覧をＣＳＶファイルに出力するときに、このボタンを押します。 ※データ出力については「補足３．データ出力について」（149 ページ）を参照してください。

※　「状況」のステータスの詳細は以下のとおりです。

ステータス	詳細
処理待ち	届出情報の登録待ちの状態です。
処理済み	届出情報の登録が正常に終了した状態です。
処理エラー	届出情報の登録が正常に終了していない状態です。届出情報の入力内容に誤りがあった場合に発生します。エラー内容を確認して届出情報の修正を行ってください。
異常終了	届出情報の登録が正常に終了していない状態です。製造所固有記号制度届出データベースでエラーが起こった場合に発生します。再度、製造所固有記号変更インポートファイルの登録を行ってください。

〈１４〉参照「▸」ボタンを押すと、「製造所固有記号インポートファイル登録詳細」画面が表示されます。

「製造所固有記号インポートファイル登録詳細」画面

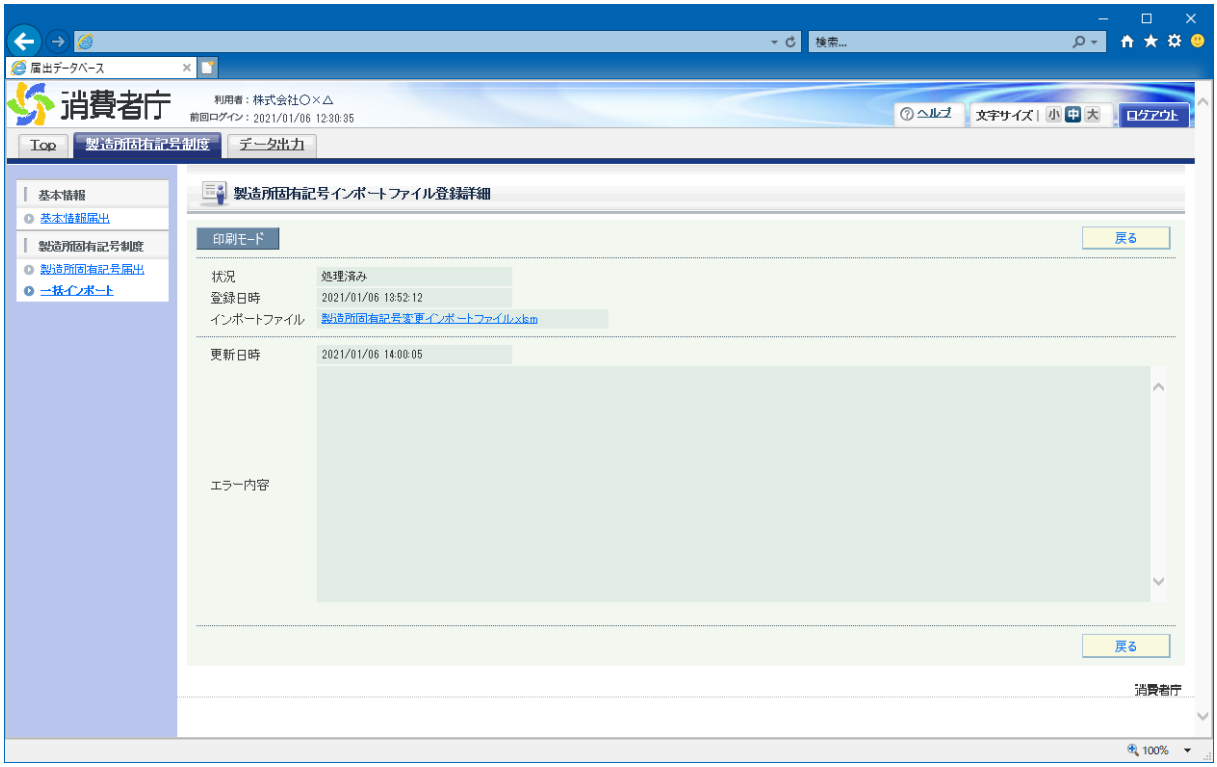

注意

「状況」が「処理エラー」となった製造所固有記号変更インポートファイルの届出情報は登録されません。エラー内容を確認して修正し、再度、製造所固有記号変更インポートファイルを添付してください。

④受付の完了を確認する

〈1〉担当者（最大３名）のメールアドレス宛てに届出情報の変更完了のメールが送信されます。

変更完了メール（件名）

【製造所固有記号制度】届出情報の変更の完了について

変更完了メール（本文）

○○○○○殿

製造固有記号制度における届出情報の変更が完了いたしました。
お持ちの ID にて「製造所固有記号制度届出データベース」にログインし、御確認をお願いいたします。

届出件数：x 件

受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○
受付番号：xxxxxxxxxxxx 製造所固有記号：○○○○

【注意事項】
本メールは、製造所固有記号制度における届出者に消費者庁が送信しているものです。
お心当たりがない場合は、メールを破棄してください。
本メールは、送信専用アドレスから送信していますので、本メールアドレスへ返信しないようお願いいたします。

【問合せ】
消費者庁 食品表示企画課 製造所固有記号制度担当
03-3507-8800（代）